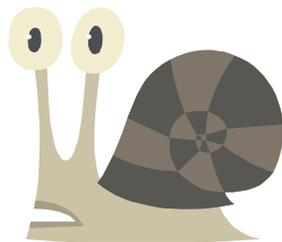


ふるさとだより

2010年6月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

ふるさとの家



〒557-0004 大阪市西成区菟之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail: cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

支援者の皆様へ

代表・ルカ・ホルスティンク

新しい年になって、もう5ヶ月が過ぎました。

年をとればとるほど、時の流れが早くなるような気がします。

ふるさとの家は、毎日当たり前のように門を開いておりますが、運営費は膨大な金額になります。経済状況がきびしい中にもかかわらず、全国あらゆるところから寄付金をいただき、今年も必要な運営費は集まりました。先月の法人の理事会で、その会計報告を聞いて、理事会の皆さんも驚きました。

ところで、創立者のハインリヒ神父さんは、7月で司祭になって50年が経ちました。ハインリヒ神父さんを通して、イエズスが約束した聖霊がみなさんに働き、すべてを教え、すべてを思い出してくださることを確認することができました。ハインリヒ神父さんは歩行が困難になって車椅子の生活をしてしていますが、今でも私たちを支え続けてくれることを感じます。

同じように、支援者の中には、病気で苦しんでいる方も大勢おられるでしょうが、自分よりももっと困っている人を思い出し、助け手を出してくださることに感謝する次第です。ふるさとの家の利用者はもっと大変だと理解し、支援を続けていることは、確かに、ハインリヒ神父さんを通して働いている聖霊を感じます。

聖書の中で、ペトロは手紙をもって、自分の協力者を、「生きている石」と言っています。同じように、ふるさとの家も、生きている石で建てられています。50年間、その石を集めてきたハインリヒ神父さんに感謝します。そして、彼を生かして下さる聖霊を、私たちも受け、生かすことができますように、お互いに励まし合いたいと思います。



日本の高度成長を建設業で支え、バブル崩壊で路上に放り出された釜ヶ崎の労働者。長引く野宿生活の中でも反失業闘争に参加をして大阪府、大阪市を動かし仕事やシェルターなどを作らせた、その労働者たちが今や高齢化し、亡くなった人も数知れずいます。生活保護や年金で生活する人たちも多くいて、居宅訪問のボランティアの方に持ち込まれる相談事も増えてきています。病院に連れて行ってほしい、介護保険の手続きをしてほしい、様子がおかしいので見に来てほしいなどなど。どこの病院がいいか、どこに介護を頼むか、どこに繋ぐかなど、てんてこまいですが、居宅ボランティアのNさんが主力になって、他のボランティアへのバトンタッチやチームワークがあり、何とかこなせています。

ふるさとの家に時々顔を見せにきてくれる利用者も「もうわしも70歳過ぎたわ」、「毎日、病院通いや」、「何曜日はヘルパーさん来る日」とやと高齢化をアピールしていきます。そして「あの人、昔来てた人や、久しぶりやなあ」と思う人がぼつぼつ談話室に来ます。高齢なので野宿に戻っていることはないと思うのですが、服が汚れていたり、何か訴えたいような表情をしていたりと気になります。声を掛けても「だいじょうぶ」「何も（用事）ない」とそっけなかったりしますが、スタッフが代わる代わる声を掛けているうちに「部屋に帰ってない」（のでヘルパーさんやアパートの人に探されている）、「病院に行けてない」（ので体調が悪く、着替えなども出来ない）、「電気が止まっている」（ので部屋でテレビも見られずふるさとに来る）等、最近まで自分でできていたことが出来なくなってきて困っている様子が伺えますが、自力でやってきた人ほど人に頼らないので安易に相談してくれませんが、そして物静かな人ほどわかりにくく、こちらが気付くのも遅くなり「そういえば何日か前から来ていた、早く声掛けていたらよかったな」と思うことも多々あります。釜ヶ崎で生活保護が受けやすくなって10数年余り、その間に高齢になった単身者の社会資源へのパイプ役がますます必要になってきました。不十分ながらとにかく野宿生活をしている人も、アパートで生活している人も、「困ったときに足が向く」場所であり続ける必要があると思っています。

貧困ビジネス

今、大阪では大阪市の生活保護費を騙し取ったと、いわゆる「貧困ビジネス」で逮捕者が出ています。アパートへ入る野宿者の敷金や生活保護者の転居費用などを虚偽の申請で搾取したとのこと。4,5年前から生活保護者の生活費をピンはねしている団体もあります。確かに貧困状態の人の金銭を詐取するのはとんでもない話ですが、背景には困っている人がひとりで生活保護の申請に行っても相談で帰らせる水際作戦をとって、支援者などを連れて行かないと申請を受け付けなかった弱者に

対する行政の姿勢につけこまれた結果です。申請者一人ひとりに向き合い、真摯に対応してくれれば、私たちのような活動も必要ないし、貧困ビジネスにつけこませる隙もなかったでしょう。大阪市は「貧困ビジネス対策」に必死になっていますが、困っている当の本人を置き去りにするような施策にもどらないようにしっかりしてほしいと思います。



ふるさとの家に来られる方と接して・・・

古賀

スタッフとしてふるさとの家に再び戻ってくることができてから、早、1年が経ちました。さまざまなことがあり、勉強させてもらっています。一つよく感じさせられることを書きたいと思います。ふるさとの家に来られる方たちのちょっとしたあいさつや、小さな気づかいによる温かさについてです。例えば、荷物で私の両手がふさがっている時、さっと戸を開けてくれたり、私の後ろで戸を閉めてくれたり、または荷物を一緒に運んでくれたり。また、道ですれ違いながら丁寧に挨拶して下さる方もおられます。そんな小さな気づかいに、安心感というか、人間味のある小さな温かさを感じ、新参者の私も受け入れてもらっているのだなあと思い、うれしくなります。釜ヶ崎に初めて来たとき、“何か特別な所”というイメージから（確かに他の町とは違うのですが）、今思えば、緊張して身構えるようにしていた私は何だったのだろうと思います。結局、意味のない自己防衛を勝手にしていたのでしょう。そしてそのよろいを取り除いてくれたのは、他でもない、釜ヶ崎のおじさん達の人間味のある、温かい小さな気づかいや心づかいでした。

“野宿者というのは存在しないのです。野宿の状態にある人が存在するのです。”という言葉はどこかで見たことがあります。釜ヶ崎のおじさんたちと接することができるおかげで、この言葉の意味の理解を助けてくれます。野宿をしていない人と何ら変わらない同じ人間、いや、人一倍苦労しているだけに、より一層やさしさを持っている方々だと、小さな温かさを感じるたびに改めて思います。



今年1月に新聞報道で「生活保護を期限付きに大阪市長検討」とありました。この期限付きの検討のおもな原因としては、生活保護受給者の急増により保護費の歳出が増えた事と受給者の年齢が若くなってきており稼働能力のある人（働ける能力のある人）には就労自立に向けた目標を持ってもらうためとの事です。

確かに生活保護受給者の若年化はあり、生活保護の申請をしたいと相談に来られる方も20代～30代の人が増えています。「日雇い仕事を捜しに行っても求人に来ている車は無く、又飯場の求人があり飯場に行ったとしても1日仕事に行って3～4日は待機の繰り返しで契約をした日を終えて帰ってくる時には、飯場で待機をしている時の食費・宿泊代を引かれて持って帰って来れる金額はほとんど無いので行けない」と2～3年前まで50代60代の人が言っていたのと同じセリフです。20代～30代であれば以前なら現役の労働者で仕事があったはずですが、若年でも失業し生活をする事が出来なくなり生活保護を申請せざるをえません。

「仕事をしたい、もう少ししたら仕事が出るといつも行っている会社から言われているのでそれまで生活保護を受けたい。」「このまま日雇いの仕事では食べて行けないので他の職種を考えたいので生活保護を受け、就職活動をしたい。」と、大阪市長が言っている「就労自立に向けた目標」は、ほとんどの人が持っています。しかし、ハローワークに行っても希望の職種があり年齢も不問と書いてあるので会社に問い合わせをすると年齢で断られたり、面接に行けても年齢のことを言われて断られることが多いようです。また、日雇い仕事が出るまで生活保護を受けたいと希望されている方は「新卒の人が就職できないのに中学校しか出ていない自分が仕事を捜しても無いと思うので日雇いしか出来ない」と思っている方が多いです。

ようやく生活保護を受ける事が容易になったのに期限を決めて生活保護を打ち切るような制度を作るよりも誰もが働くことが出来るような社会・仕事を作っていく事が必要とおもわれます。この問題は釜ヶ崎だけでなく不安定労働が広がっている全国的な問題だと思います。大阪市が「生活保護の期限化等の案」を国会に提案をしていますが、生活保護受給者が増加したことを理由に、生活保護制度の利用が難しくなるような改正を行われないように注意が必要だと思います。



暑さ寒さも彼岸まで行事や暦で季節の移り変わりを表現したりしますが、今年などは寒暖の差が大きく、6月に入るまではおしなべて冬が続いているという感じでした。身の回りの品を全て持ち歩くホームレスの人々にとって、対応するのに厳しい季節だったと思います。この冬の新型インフルエンザの大流行は幸い大事には至りませんでした。今後、ワクチン接種を受けられない野宿生活を余儀なくされている人々はどうなるのでしょうか。

二階の詰め所に労働者が「このズボンの繕いをしてください」と持って来ました。一昨年までお隣の愛徳姉妹会が、低額でかけつぎを引き受けていましたから、ひょっとして隣家の「ふるさと」でもと思われたかも。幸い、お隣さんを引き継ぐような形で開店した店を教えました。この街に住む人の半数が生活保護を受けるようになったと言われていますが、今も「釜ヶ崎」は寄せ場(寄り場)一労働者の街として、彼らの為にある街だったんだと「つくろい」という小さな、しかし必要な場があることから気づかされました。

Xさんが街を歩いていると、親しげに声をかけられたので、今仕事を探してるんやと言うと、それよりも生活保護の申請せんかとしつこく勧められた。やっと逃げるようにここに駆け込んできたとのことでした。彼は働きたいのですが50歳を越え一見弱々しそうに見えることもありなかなか雇ってもらえないようです。さりとて彼は事情があって生活保護の申請ができないとのこと。もし保護申請の勧誘しているこの人の口利きで、生活保護を受けられるようになっても「囲い込まれ」て手元に1~2万円しか残らないほどむしり取られてしまう、いわゆる組関係の“貧困ビジネス”の連中だと察知したのでこわくなったとXさんは言っていました。

話は変わりますが、世界の宝だとして日本が二度と戦争しない条文—憲法9条を掲げて来た平和運動に「生存権」の保障—憲法25条をドッキングさせて広めていこうという動きがあります。いくら9条は素晴らしいと訴えても、現実には厳しい格差社会です。たとえばフリーターの若者が人間として生きさせろと訴えているのに対し、25条の文化的な最低限度の生活をする権利があるとする保障が実行された後、はじめて若者は平和に生きることができるようになります。

憲法前文の後半部分に「われわれは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する・・・」とありますが、「恐怖と欠乏からの解放」とは第一に戦争からの解放、第二に貧しさからの解放であって、平和・福祉国家の実現と言うことになるでしょう。「平和のうちに生存する権利」とは平和的生存権のことですから、それを担うのは平和・福祉国家の使命と言うことになります。この前文において、本文の9条の平和の理念と第25条の福祉理念は不可分の関係にあり、平和なしに福祉はありえないことを示しています。

「待つ」

子どもが生まれるのを、いまかいまかと待つ。

愛が育つのを待つ。

遠くにいる人が帰ってくるのを待つ。

「その時」が、熟すのを待つ。

病気がなおるのを待つ。

死が、そっと近づいてくるのを待つ。

主はたぶん私を待っておられる。

人生は待つことかもしれない。



「あっ 70才」

エッ 70才。冗談でしょう！

気がついたら 70年も生きてきたなんて、

中味はちっとも進歩しないで、

年ばかりどんどん先にいってしまって、

「おーい、待ってくれー」。

退屈で死にそうにと思ったこともあったのに、

よくもまあ、70年も生きてきたなあ。

これということもしないで。



(ボランティア Sr 別役)

ボランティア紹介

国定さん 吹田より週1回来てくださり、堀部さんと病院訪問や居宅訪問などをして頂いています。

安藤さん ふるさとの家が食堂をやっていたときにボランティアに来てくださっていた方です。月2回木曜日に居宅訪問をしていただいています。

事務室より

☆ 2009年度会計報告 (2009年4月1日~2010年3月31日)

単位：円

収入の部		支出の部	
前期繰越金	4,575,250	人件費	14,896,860
寄付金	20,104,365	活動費	4,509,696
受取利息	123,398	倉庫・テラス屋根	3,562,500
		次期繰越金	1,833,957
合計	24,803,013	合計	24,803,013

☆☆ 寄付金内訳

単位：円

個人	9,151,588
教会・修道会・学校	9,467,407
バザー・他	1,485,370
合計	20,104,365

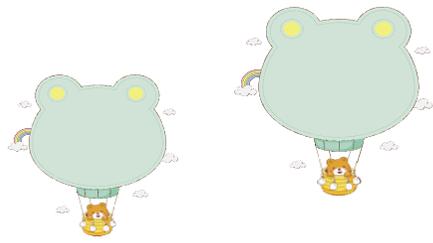


★ 寄付金控除について

社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家への寄付金は所得税、相続税の寄付金控除や法人税の損金算入など税制上の特別措置が認められています。詳細は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご覧いただけます。尚、確定申告の際には領収証が必要です。大切に保管していただきますようお願いします。

公的支援に一切頼ることなく皆様のご支援でふるさとの家を2009度も維持運営できました事を心より感謝いたします。 会計 藤井

ふるさとの家で必要なもの



- *特に不足しているもの 靴下（男物）・かみそり・ライター・石けん・タオル
- 運動靴(スニーカー)、大きいカバン（ポストンバック・リュック）
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）
- お菓子（誕生日会に） ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18～20cmの片手鍋（それ以外は使えません）
- 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カップ・傘）・軍手
- 洗剤 ●使いきりマスク ●大きめの紙袋
- 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの、布団は使えません）

お気をつけください

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

- × 布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。
その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のもの次は次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

（ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。）

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、

月曜から金曜の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。